

I P通信網サービス契約約款の一部改正

新旧対照

旧	新
<p>附 則（令和7年5月7日企営第155500000646号） （実施期日） 第1条（略） （経過措置） 第2条（略） （工事費の割引） 第3条 当社は、令和7年5月9日から令和7年6月30日までの間にメニュー5に係るIP通信網契約の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合又はメニュー5に係るIP通信網契約者から契約者回線又は当社が提供する端末設備（配線設備多重装置に限ります。）の移転の請求又は品目若しくは細目の変更の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、その契約者回線又は端末設備の設置、移転又は品目若しくは細目の変更に関する工事を令和7年5月9日から令和7年9月30日までの間の土曜日、日曜日及び祝日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）の規定により休日とされた日並びに1月2日、1月3日及び12月29日から12月31日までの日をいいます。）に行ってほしい旨の申出があり、当社がその申出を承諾した場合であって令和7年11月30日までに当社がその契約者回線又は端末設備の設置、移転又は品目若しくは細目の変更に関する工事をを行ったときは、料金表第2表第2の1(6)のウに定める割増工事費については適用しません。 2（略）</p>	<p>附 則（令和7年5月7日企営第155500000646号） （実施期日） 第1条（略） （経過措置） 第2条（略） （工事費の割引） 第3条 当社は、令和7年5月9日から令和7年9月30日までの間にメニュー5に係るIP通信網契約の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合又はメニュー5に係るIP通信網契約者から契約者回線又は当社が提供する端末設備（配線設備多重装置に限ります。）の移転の請求又は品目若しくは細目の変更の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、その契約者回線又は端末設備の設置、移転又は品目若しくは細目の変更に関する工事を令和7年5月9日から令和7年11月30日までの間の土曜日、日曜日及び祝日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）の規定により休日とされた日並びに1月2日、1月3日及び12月29日から12月31日までの日をいいます。）に行ってほしい旨の申出があり、当社がその申出を承諾した場合であって令和8年2月28日までに当社がその契約者回線又は端末設備の設置、移転又は品目若しくは細目の変更に関する工事をを行ったときは、料金表第2表第2の1(6)のウに定める割増工事費については適用しません。 2（略）</p>
	<p>附 則（令和7年6月27日企営第155500000687号） （実施期日） 第1条 この改正規定は、令和7年7月1日から実施します。 （その他） 第2条 企営第155500000646号（令和7年5月7日）の附則第3条中「令和7年6月30日」を「令和7年9月30日」に、「令和7年9月30日」を「令和7年11月30日」に、「令和7年11月30日」を「令和8年2月28日」にそれぞれ改めます。</p>

音声利用 I P 通信網サービス契約約款の一部改正
新旧対照

旧	新
<p>附 則（令和7年5月7日企営第155500000646号） （実施期日） 第1条（略） （経過措置） 第2条（略） （工事費の割引） 第3条 当社は、令和7年5月9日から令和7年6月30日までの間に第1種契約の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合又は第1種契約者から契約者回線の移転の請求又は品目等の変更の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、その契約者回線の設置、移転又は品目等の変更に関する工事を令和7年5月9日から令和7年9月30日までの間の土曜日、日曜日及び祝日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）の規定により休日とされた日並びに1月2日、1月3日及び12月29日から12月31日までの日をいいます。）に行ってほしい旨の申出があった場合であり、当社がその申出を承諾した場合であって令和7年11月30日までに当社がその契約者回線の設置、移転又は品目若しくは細目の変更に関する工事を行ったときは、料金表第2表第1の1(6)のウに定める割増工事費については適用しません。 2（略）</p>	<p>附 則（令和7年5月7日企営第155500000646号） （実施期日） 第1条（略） （経過措置） 第2条（略） （工事費の割引） 第3条 当社は、令和7年5月9日から令和7年9月30日までの間に第1種契約の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合又は第1種契約者から契約者回線の移転の請求又は品目等の変更の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、その契約者回線の設置、移転又は品目等の変更に関する工事を令和7年5月9日から令和7年11月30日までの間の土曜日、日曜日及び祝日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）の規定により休日とされた日並びに1月2日、1月3日及び12月29日から12月31日までの日をいいます。）に行ってほしい旨の申出があった場合であり、当社がその申出を承諾した場合であって令和8年2月28日までに当社がその契約者回線の設置、移転又は品目若しくは細目の変更に関する工事を行ったときは、料金表第2表第1の1(6)のウに定める割増工事費については適用しません。 2（略）</p>
	<p>附 則（令和7年6月27日企営第155500000687号） （実施期日） 第1条 この改正規定は、令和7年7月1日から実施します。 （その他） 第2条 企営第155500000646号（令和7年5月7日）の附則第3条中「令和7年6月30日」を「令和7年9月30日」に、「令和7年9月30日」を「令和7年11月30日」に、「令和7年11月30日」を「令和8年2月28日」にそれぞれ改めます。</p>